

会費徴収規程

建設業労働災害防止協会福岡県支部

支部規約第11条に基づく会費徴収規程は下記のとおりとする。

1. 会費は年額とし、下記の算定方法により会費を納入するものとする。

- (1) 会員の自主申告による労災保険料を算定基礎によるもの。
- (2) 会員の自主申告による完成工事高を算定基礎によるもの。
- (3) その他徴収方法によるもの。

但し、上記の算定方法は各分会において定めるものとする。

① 労災保険料を算定基礎とする会費

ア 福岡県内において施工する労災保険料により、下記に定める額とする。

イ 労災保険料 10 万円までを 1 口とし、1 口を 1,700 円とする。

10 万円を増すごとに 1,700 円を加え、10 万円に満たない端数は 1 口に切り上げる。

ウ 会費の最低額は 10,000 円、最高額は 450,000 円とする。

エ 労災保険料は会員からの自主申告によるものとする。

オ 会員は毎年 1 月末までに、前々年度 4 月より前年度 3 月末の「確定保険料自主申告書」を支部長又は分会長宛に報告するものとする。

但し、労災保険料は単独有期工事、一括有期工事及び共同企業体工事（構成比率分のみ）とする。

② 完成工事高を算定基礎とする会費

ア 福岡県内において施工する年間の完成工事高により、別表-1 又は 2 による「会費徴収基準」に定める額とする。

イ 会費の最低額は 10,000 円、最高額は 450,000 円とする。

ウ 完成工事高は会員からの自主申告によるものとする。

エ 会員は、毎年 1 月末までに直近の決算年度の「完成工事高自主申告書」を支部長又は分会長宛に報告するものとする。

③ その他の徴収方法によるもの

既存（一律額等）の分会徴収方法によるもの。

2. 会費徴収方法

(1) 会費は支部長、又は分会長が発行する請求書（納付書）により、指定期日までに納入するものとする。

(2) 納付する年間の会費が 120,000 円以上は支部に納付するものとし、120,000 円未満は会員が所属する分会に納付する。

(3) 会費は原則として一括払いとする。

但し、支部に納付する会費については、分割納付ができるものとする。

(4) 会員が年度途中で脱会した場合でも納入した会費は返還しない。

(5) 年度途中において入会を希望する会員の会費は、入会した月から翌年 3 月までの残余月数による会費を納入する。但し、最低額は 1 万円とする。

尚、入会を希望する場合は所定の「加入申込書」及び「完成工事高報告書」又は「確定労災保険料報告書」を支部又は所属分会に提出するものとする。

附則 この規程は平成 16 年 5 月 28 日より適用する。

※上記、建設業労働災害防止協会 福岡県支部の会費徴収規定の 1.-(3)-②により福岡分会は会費の年額を算定しております。